

平成26年度 第2回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

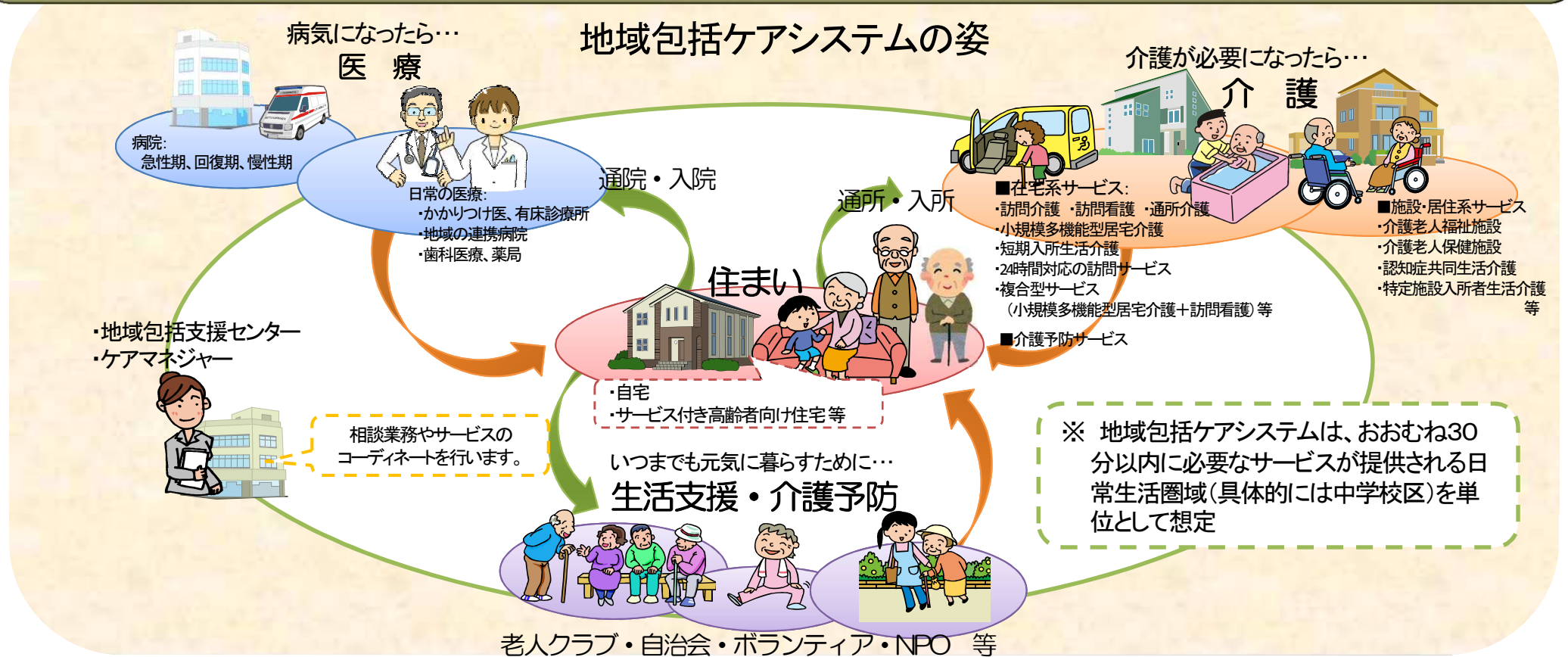
介護保険に関する会議

2 議 題

(2) 介護保険法改正の概要について
～ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業 ～

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



介護保険制度の改正案の主な内容について

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

- * 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- * 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

重点化・効率化

①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- * 段階的に移行（～29年度）
- * 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く）

- * 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

○ このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大
 - * 保険料見直し：現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
 - * 軽減例：年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大
 - * 軽減対象：市町村民税非課税世帯（65歳以上の約3割）

重点化・効率化

- ①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ
 - ・ 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円（年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上）。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
 - ・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ
- ②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加
 - ・ 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
 - ・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
 - ・ 給付額の決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案
 - * 不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

新しい地域支援事業の全体像

<現行>

介護保険制度

<見直し後>

【財源構成】
 国 25%
 都道府県 12.5%
 市町村 12.5%
 1号保険料 21%
 2号保険料 29%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)
 訪問看護、福祉用具等
 訪問介護、通所介護

介護予防事業
 又は**介護予防・日常生活支援総合事業**
 ○二次予防事業
 ○一次予防事業
 (介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
 (要支援1~2、それ以外の者)
 ○介護予防・生活支援サービス事業
 ・訪問型サービス
 ・通所型サービス
 ・生活支援サービス(配食等)
 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
 ○一般介護予防事業

【財源構成】
 国 39.5%
 都道府県 19.75%
 市町村 19.75%
 1号保険料 21%

包括的支援事業
 ○地域包括支援センターの運営
 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
 ○介護給付費適正化事業
 ○家族介護支援事業
 ○その他の事業

→

充実

包括的支援事業
 ○地域包括支援センターの運営
 (左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
 ○**在宅医療・介護連携の推進**
 ○**認知症施策の推進**
 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
 ○**生活支援サービスの体制整備**
 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

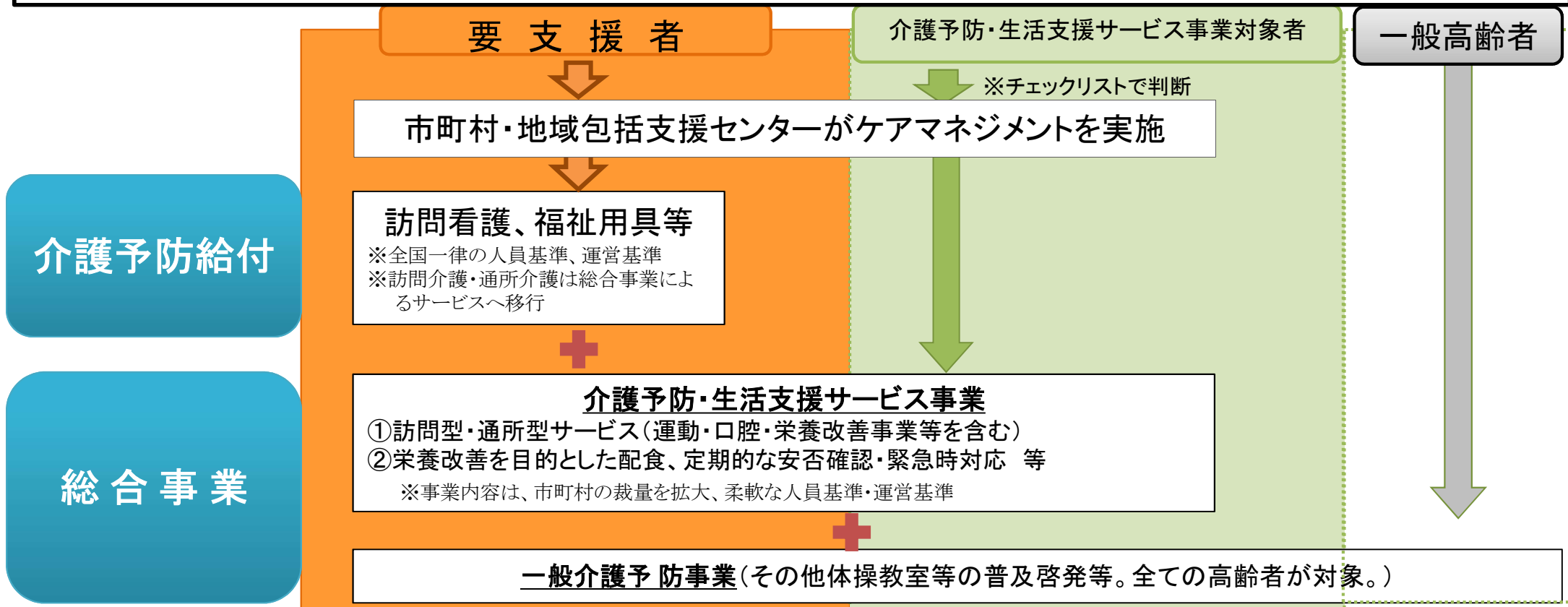
任意事業
 ○介護給付費適正化事業
 ○家族介護支援事業
 ○その他の事業

地域支援事業

地域支援事業

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

- 介護保険制度の地域支援事業の枠組みの中で、平成24年度に導入した介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を発展的に見直し。現在、事業実施が市町村の任意となっているが（※）、総合事業について必要な見直しを行った上で、平成29年4月までに全ての市町村で実施（※）24年度27保険者が実施、25年度は44保険者が実施予定
- サービスの種類・内容・人員基準・運営基準・単価等が全国一律となっている予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業の形式に見直す。（平成29年度末には全て事業に移行）。
- 総合事業の事業費の上限は、事業への移行分を賄えるように見直し。
- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き予防給付によるサービス提供を継続。
- 地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと予防給付のサービス（要支援者）を組み合わせる。
- 総合事業の実施に向け基盤整備を推進。
- 国は、指針（ガイドライン）を策定し、市町村による事業の円滑な実施を支援。



(参考)平成22年度財務省予算執行調査結果

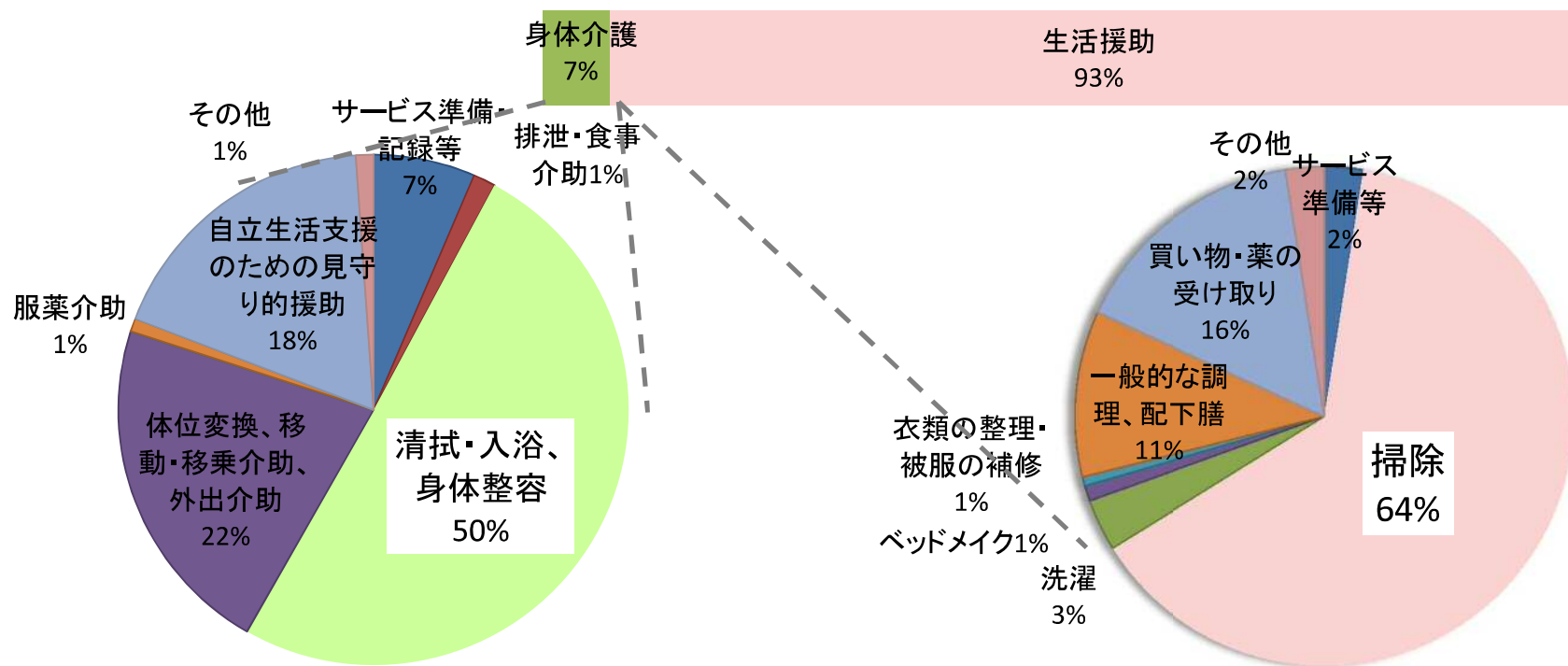
介護予防訪問介護の提供内容

- 生活援助が93%、身体介護が7%
- 生活援助は、「掃除」64% 「買い物・薬の受け取り」16% 「一般的な調理、配下膳」11%
- 身体介護は、「清拭・入浴・身体整容」が50%



利用者の状態像に見合った提供内容になっているか、介護予防訪問介護の実態把握を実施しているところ

介護予防訪問介護利用者(445名)における利用行為内容別の割合(利用時間で算出)



平成22年度財務省予算執行調査を老健局で再集計

本市の要支援認定者の状況

1. 要支援認定者数

(平成25年3月末現在)

| | 人数 | 割合 |
|------------|---------|--------|
| 要支援・要介護認定者 | 56,650人 | 100.0% |
| うち、要支援認定者 | 15,669人 | 27.7% |
| うち、要支援1 | 8,102人 | 14.3% |
| うち、要支援2 | 7,567人 | 13.4% |

2. サービス利用者数

(平成25年3月末現在)

| | 人数 | 割合 |
|-----------|---------|--------|
| サービス利用者数 | 42,520人 | 100.0% |
| うち、要支援認定者 | 9,932人 | 23.4% |
| うち、訪問介護 ※ | 6,318人 | 14.9% |
| うち、通所介護 ※ | 3,298人 | 7.8% |

※両方のサービスを利用している場合あり

3. サービスごとの予防給付費

(平成24年度決算額)

| サービス種別 | 平成24年度決算額 |
|--------|------------------|
| 予防給付 | 訪問介護 1,331,934千円 |
| | 通所介護 1,200,139千円 |

4. 本市における介護予防給付の利用状況

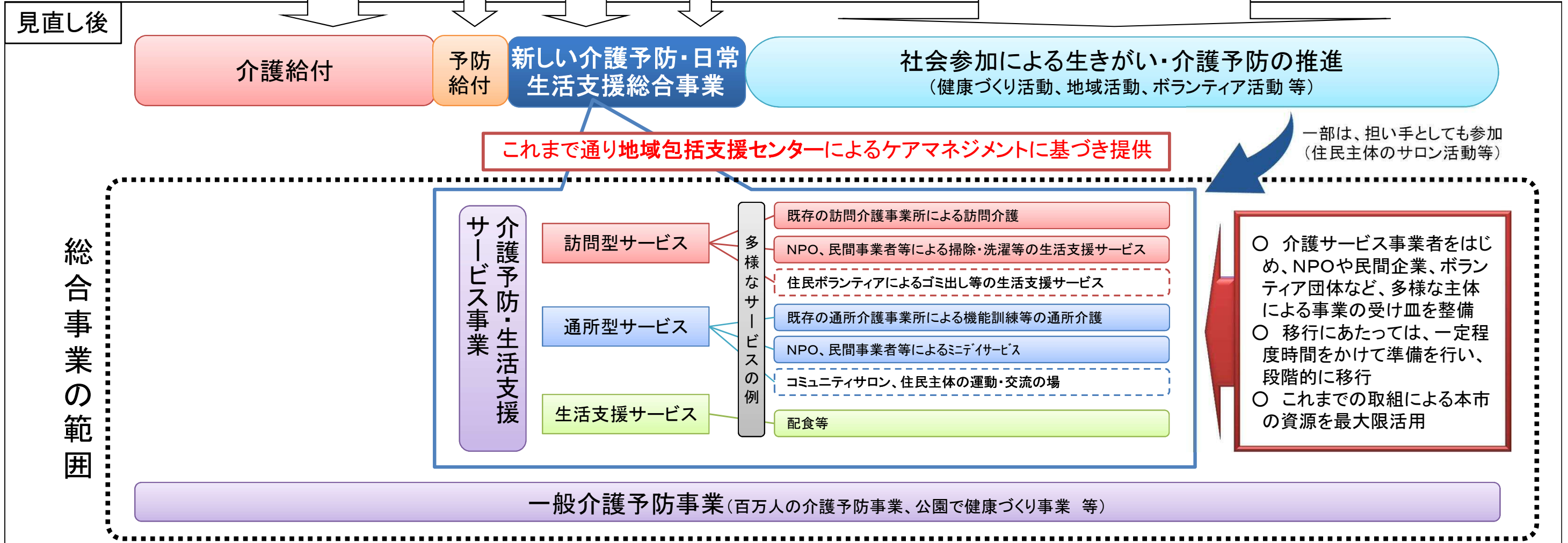
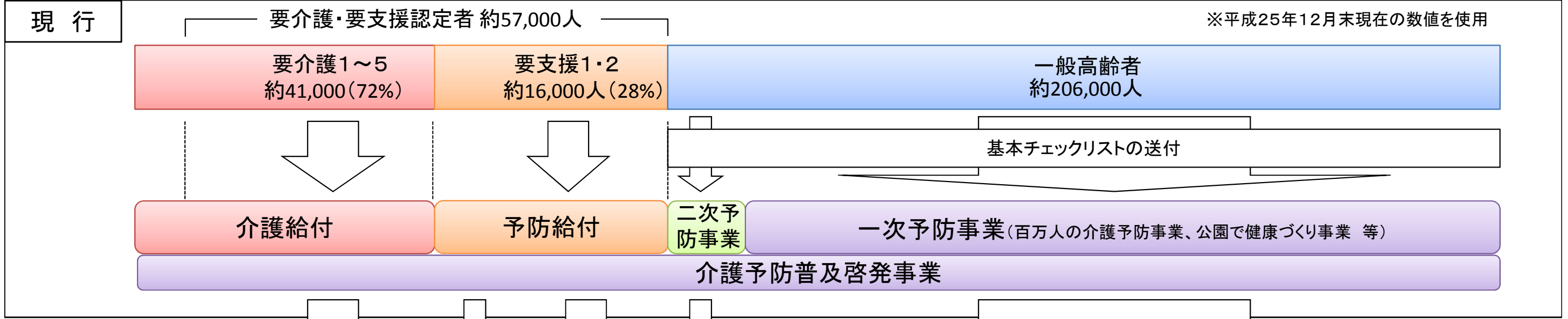
(※平成25年7月の1か月間に、地域包括支援センターにおいて作成した640名分の「予防給付ケアプラン」の内容を調査したもの。)

- 約60%は訪問介護を利用しており、約35%は通所介護を利用
- 訪問介護利用者のうち、99%が「生活援助」を利用しており、「身体介護」を利用しているのは5%
- 「生活援助」利用者のうち、96%が「掃除」を利用、28%が「買い物」を利用。28%が「調理・配下膳」を利用

本市における新しい介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ図

65歳以上の高齢者約266,000人

※平成25年12月末現在の数値を使用



- 介護サービス事業者をはじめ、NPOや民間企業、ボランティア団体など、多様な主体による事業の受け皿を整備
- 移行にあたっては、一定程度時間をかけて準備を行い、段階的に移行
- これまでの取組による本市の資源を最大限活用

【多様な生活支援サービス】

- 【民間のサービス】**
- ワンコインサービス(ゴミ出し・布団干し等)[シルバー人材センター]
 - 外出介助サービス
 - 訪問販売 等
 - 買物支援

- 【市のサービス】**
- 訪問理美容サービス
 - 日常生活用具給付 等
 - 福祉有償移送サービス

介護保険制度見直しに向けて実施する調査の概要

介護保険制度の見直しのうち、要支援認定者に対する予防給付（訪問介護・通所介護のみ）について地域支援事業への移行の検討にあたり、以下のとおり調査を実施する予定。

1. 要支援認定者に対する調査

【生活支援等に関する実態調査】

■ 調査対象者

市内在住の要支援認定者 約15,000人

※平成25年度北九州市高齢者等実態調査において調査票を送付した要支援認定者（約1,000人）及住所地特例者等を除く。

■ 調査方法

業務委託による無記名のアンケート形式の郵送調査

■ 実施期間（予定）

平成26年7月22日（火）～平成26年8月12日（火）

■ 調査内容

- 要支援者の生活状況
- 介護保険サービスの利用状況
- 近所や地域との交流状況 など

2. 介護保険事業者等に対する調査

【介護保険サービス意向調査】

■ 調査対象者

市内で介護保険事業所を運営している法人（約800法人）

■ 実施期間（予定）

平成26年7月22日（火）～平成26年8月15日（金）

■ 調査内容

- 介護保険サービスにかかる今後の意向
- 介護保険以外の生活支援サービスの実施・検討状況
- 制度見直しにかかる参入意向 など

【生活支援サービスに関する実態調査】

■ 調査対象者

NPO・ボランティア団体・民間企業（約270団体）

■ 実施期間（予定）

平成26年7月22日（火）～平成26年8月15日（金）

■ 調査内容

- 介護保険以外の生活支援サービスの提供状況
- 制度見直しにかかる参入意向 など